

## 第106号議案

足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成19年12月3日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成15年足立区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成17年足立区告示第262号」を「平成19年足立区告示第354号」に改める。

別表中

「

駅前北 街区①	1 風営法第2条第1項第1号から第6号までに規定する「風俗営業」を営む建築物及び同条第6項第1号から第5号までに規定する「店舗型性風俗特殊営業」を営む建築物			83㎡
駅前北 街区②	2 1階部分を店舗又は飲食店の用途に供する建築物以外のもの（当該建築物の敷地面積が600㎡を超え、かつ、交通広場及	10分の30	10分の40	

		び都市計画道路に面する場合に限る。)			
地区整備計画 その3	幹線道路沿道地区	風営法第2条第1項第1号から第8号までに規定する「風俗営業」を営む建築物及び同条第6項第1号から第5号までに規定する「店舗型風俗特殊営業」を営む建築物			83m <sup>2</sup>
	駅前線沿道地区				
	防災生活道路沿道地区				
	駅前周辺地区①				
	駅前周辺地区②		10分の20	10分の40	
	駅前周辺地区③		10分の30	10分の40	
	住宅地区				

を

「

駅前北街区①	1 風営法第2条第1項第1号から第6号までに規定する「風俗営業」を営む建築物及び同条第6項第1号から第5号までに規定する「店舗型風俗特殊営業」を営む建築物			83m <sup>2</sup>
駅前北街区②		10分の30	10分の40	

」

		2 1階部分を店舗又は飲食店の用途に供する建築物以外のもの（当該建築物の敷地面積が600㎡を超え、かつ、交通広場及び都市計画道路に面する場合に限る。）		
地区整備計画 その3	幹線道路沿道地区	風営法第2条第1項第1号から第8号までに規定する「風俗営業」を営む建築物及び同条第6項第1号から第5号までに規定する「店舗型性風俗特殊営業」を営む建築物		
	駅前線沿道地区			
	防災生活道路沿道地区			
	駅前周辺地区①			
	駅前周辺地区②		10分の20	10分の40
	駅前周辺地区③		10分の30	10分の40
	住宅地区			
地区整備計画 その3 の1	幹線道路沿道地区			
	地域幹線道路			

に改める。

	沿道地区				
	住宅地区				
地区整備計画 その4	幹線道路沿道地区				
	地域幹線道路沿道地区				
	住宅地区				

」

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

西新井駅西口周辺地区地区計画の変更に伴い、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。